

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—2020年 秋号—



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に打
ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

東京都の最低賃金は据え置き

10月から、地域別最低賃金が改定されます。

関東地方の改定予定は以下の通りです。

地域別最低賃金は正社員、パートタイマー、アルバイト、嘱託等、雇用形態に関係なく、原則として、各都道府県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。性別、国籍、年齢の区別もありません。

詳しくは弊社までご相談ください。

都道府県名	新最低賃金時間額	(引上げ幅)
東京都	1,013 円	(0 円→)
茨城県	851 円	(2 円↑)
栃木県	854 円	(1 円↑)
埼玉県	928 円	(2 円↑)
千葉県	925 円	(2 円↑)
神奈川県	1,012 円	(1 円↑)

複数の会社に雇用されている人の労災給付

現在の労災保険制度では、複数の会社で働いている人が労災にあった場合、災害が発生した勤務先の賃金額だけを基礎に、休業給付や遺族・障害給付について受けられる給付額を決めています。しかし、それでは複数の会社で働く人の保護が不十分であり、副業・兼業の普及促進が図られないことから、労災保険法が改正され、令和2年9月1日以降に業務上のけがや病気をし、または死亡した労働者について、すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に給付額を決めることになりました。

また、労災認定の判断においても、これまでは、それぞれの会社での負荷（労働時間やストレス）について個別に評価し、労災認定できるかどうかを判断していましたが、改正後はすべての勤務先の負荷を総合的に評価して労災認定の判断ができるようになります。

自己都合退職者の給付制限期間短縮

これまで、雇用保険の基本手当（いわゆる失業手当）については、自己都合退職の場合には3か月間失業給付を支払わない期間がありました。

これについて、安易な離職を防止するという給付制限の趣旨に留意しつつ、転職を試みる労働者が安心して再就職活動を行うことができるよう支援する観点から、令和2年10月1日以降の自己都合退職者の給付制限期間が2か月に短縮されることとなりました。

ただし、短縮されるのは5年間のうち2回までで、3回目の離職以降の給付制限期間は3か月となります。

総務省テレワークセミナー＆相談会 in 東京

8月18日（火）に総務省の関東総合通信局が東京都と共催で行った「テレワークセミナー＆相談会 in 東京」にて、家村が相談員を務めました。東京都内の地方公共団体を対象に、Web会議ツールを活用したオンライン方式により、希望者との相談に個別対応しました。

おかげさまで、相談されたお客様や主催者側から好評を得ることができました。

テレワークについてのご質問にも対応しておりますので、何なりと弊社までお問合せください。

弊所の体制について

弊社では緊急事態宣言解除後も、職員のシフトを見直し対応しております。引き続き、ご相談やお問合せはメールまたは家村携帯 09035225025 までお願いします。

Zoom や Webex 等にも対応しております。

電子申請

なら



弊社にお任せください。